

令和3・4年度小樽市競争入札参加資格審査申請要領

第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

(1) 建設工事（29種）

建設業法別表に掲げる建設工事の種類

(2) 設計等（7種）

測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料、道路等維持業務、道路除雪等業務

(3) 物品購入等（14種）

物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む。）、賃貸借、委託業務（測量委託、工事に係る調査、設計委託及び道路等維持業務を除く。）、役務の提供及び物品の売払い

2 資格の要件

(1) 基本的資格要件

次の①～⑥までのいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（ただし、特別な理由がある場合を除く。）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- ④ 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に3年を経過した者については、この限りではない。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 前記ア～カの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑤ 小樽市税に滞納がある者
- ⑥ 消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 資格の種類ごとの要件

資格の審査基準日は、次のとおりです。

	申請受付期間	審査基準日
1	令和3年4月1日～令和3年4月30日	令和3年4月1日
2	令和3年5月6日～令和3年5月31日	令和3年5月1日
3	令和3年6月1日～令和3年6月30日	令和3年6月1日
4	令和3年7月1日～令和3年7月30日	令和3年7月1日
5	令和3年8月2日～令和3年8月31日	令和3年8月1日
6	令和3年9月1日～令和3年9月30日	令和3年9月1日
7	令和3年10月1日～令和3年10月29日	令和3年10月1日
8	令和3年11月1日～令和3年11月30日	令和3年11月1日
9	令和3年12月1日～令和3年12月28日	令和3年12月1日
10	令和4年1月4日～令和4年1月31日	令和4年1月1日

ア 建設工事の資格要件

次の①から③のいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、申請する種別が29種のそれぞれの資格に対応する建設業の許可を有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上引き続き事業を営んでいること。
- ② 申請する種別のそれぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が下記の表以降のもので、申請する工種に対応する完成工事高があること。
- ③ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

	審査基準日	結果通知書の基準日（決算日）
1	令和3年4月1日	令和元年12月2日
2	令和3年5月1日	令和2年1月2日
3	令和3年6月1日	令和2年2月2日
4	令和3年7月1日	令和2年3月2日
5	令和3年8月1日	令和2年4月2日
6	令和3年9月1日	平成2年5月2日
7	令和3年10月1日	令和2年6月2日
8	令和3年11月1日	令和2年7月2日
9	令和3年12月1日	令和2年8月2日
10	令和4年1月1日	令和2年9月2日

イ 設計等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上（ただし、道路除雪等業務は5年以上）その事業を営んでおり、申請する種別によっては、次の要件が必要です。なお、地質調査、土木設計及び建築設計のうち設備設計及び技術資料は、種別ごとの要件はありません。

- ① 測量
測量業者の登録が必要
- ② 建築設計
一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要（ただし、設備設計のみを申請する場合を除く。）

③ 道路等維持業務

各建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が下記の表以降のもので、申請する業務に対応する完成工事高があること。

	審査基準日	結果通知書の基準日（決算日）
1	令和3年4月1日	令和元年12月2日
2	令和3年5月1日	令和2年1月2日
3	令和3年6月1日	令和2年2月2日
4	令和3年7月1日	令和2年3月2日
5	令和3年8月1日	令和2年4月2日
6	令和3年9月1日	令和2年5月2日
7	令和3年10月1日	令和2年6月2日
8	令和3年11月1日	令和2年7月2日
9	令和3年12月1日	令和2年8月2日
10	令和4年1月1日	令和2年9月2日

- ・道路河川維持等業務は、土木工事業の建設業許可が必要
- ・緑地維持等業務は、造園工事業の建設業許可が必要
- ・舗装補修業務は、舗装工事業の建設業許可が必要
- ・区画線標示業務は、路面標示施工技能士が1人以上必要

④ 道路除雪等業務

次の全ての要件を満たしていることが必要

- I 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
 地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
 ※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量1.2㎡以上）、小型ロータリ（搭乗式40～130ps）、大型ロータリ（搭乗式200ps級以上）、ブルドーザ（16t）、バックホウ（ホイール型0.2～0.45㎡又はクローラ型0.6㎡級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホッパ容量1.5㎡以上、トラックは4t以上）のこと
- II 除雪業務を履行する能力があること
 次の全ての事項を満たしていることが必要
- ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
 - ・資本金の額が300万円以上であること
 - ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること
 - a 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること
 - b 「車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること
 - ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

ウ 物品購入等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

また、営業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていること。

3 資格の登録有効期間

	審査基準日	資格の登録有効期間
1	令和3年4月1日	令和3年6月1日～令和5年3月31日
2	令和3年5月1日	令和3年7月1日～令和5年3月31日
3	令和3年6月1日	令和3年8月1日～令和5年3月31日
4	令和3年7月1日	令和3年9月1日～令和5年3月31日
5	令和3年8月1日	令和3年10月1日～令和5年3月31日
6	令和3年9月1日	令和3年11月1日～令和5年3月31日
7	令和3年10月1日	令和3年12月1日～令和5年3月31日
8	令和3年11月1日	令和4年1月1日～令和5年3月31日
9	令和3年12月1日	令和4年2月1日～令和5年3月31日
10	令和4年1月1日	令和4年3月1日～令和5年3月31日

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

(1) 受付期間

	審査基準日	申請受付期間
1	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和3年4月30日
2	令和3年5月1日	令和3年5月6日～令和3年5月31日
3	令和3年6月1日	令和3年6月1日～令和3年6月30日
4	令和3年7月1日	令和3年7月1日～令和3年7月30日
5	令和3年8月1日	令和3年8月2日～令和3年8月31日
6	令和3年9月1日	令和3年9月1日～令和3年9月30日
7	令和3年10月1日	令和3年10月1日～令和3年10月29日
8	令和3年11月1日	令和3年11月1日～令和3年11月30日
9	令和3年12月1日	令和3年12月1日～令和3年12月28日
10	令和4年1月1日	令和4年1月4日～令和4年1月31日

2 申請の方法

次の申請書類を作成し、受付期間内に書留郵便(一般、簡易問わず)による郵送又は持参により提出してください(締切当日消印有効)。

【送付先】 〒047-8660
小樽市花園2丁目12番1号
小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

※なお、受領書の送付を希望する場合には、受領書様式を作成した上で、返信用封筒に住所、会社名等を記入し、84円切手を貼ったものを別途1枚提出してください。（84円切手を貼った返信用封筒が添付されていない場合には、送付しません。）

(1) 申請書の様式

建設工事、設計等、物品購入等ともに小樽市独自様式です。

小樽市ホームページよりダウンロードできます。

建設工事の市町村統一様式による申請書類の提出はできません。

(2) 提出書類及び記入注意事項等

「区分1・2」により表紙・背表紙を作成した上で、ファイルを作成してください。

「区分3～29」の書類を区分順にして穴を開けて、ファイルに綴り、「区分30」はファイルに挟んで提出してください。

建設工事、設計等、物品購入等の申請資格のうち複数の資格を希望する場合でも、「共通」と記載のある書類は1部のみ提出してください。

区分	提出書類	工事	設計	物品	注 意 点 等
					〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない 〕
1	A4フラットファイル	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設工事、設計等、物品購入等の各申請はまとめて、A4縦サイズの市販のフラットファイルに穴を開けて、綴じてください。 ● フラットファイルの色は不問です。
2	表紙・背表紙 (様式18)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 表紙、背表紙を切り取りし、A4フラットファイルに「ア 表紙用」は上部から6cm、「イ 背表紙用」は上部から4cmの位置に貼ってください。 ● 背表紙の申請資格種類の建設工事、設計等、物品購入等の欄に○を記入してください。 ● <u>平成25・26年度以降に小樽市入札参加資格者名簿に登録がない事業者は、新規に○を記入してください。</u> ● <u>平成25・26年度以降に小樽市競争入札参加資格者名簿に登録がある事業者は、更新に○を記入し、申請資格ごとに10桁の登録番号を記入してください。</u> ● <u>登録番号が不明な事業者は、「小樽市ホームページ」→「事業者の皆さんへ」→「入札・契約情報」、「(登録業者)入札参加資格審査申請」→「入札参加資格審査申請」「入札参加資格者名簿」で確認し、記入してください。</u>
3	提出書類の確認チェック表(様式19)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出する書類に不足がないか、必ずこのチェック表で確認し、提出する書類に「✓」をつけてください。
4	不足書類等調査票(様式20)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>申請書作成担当者連絡先(商号又は名称、担当者役職名・担当者氏名及びFAX番号)を記入してください。</u> ● 本書は、不足書類があった際にFAX連絡用として使用します。

区分	提出書類	工事	設計	物品	注意点等
					〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない 〕
5	競争入札参加資格審査申請書(様式1)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年月日(提出日、郵送日)を記入してください。 ・「所在地」欄は、法人は商業登記されている本店(本社)の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。 ・「商号又は名称」欄は、法人は商業登記されている商号を、個人は登録している名称を記入してください。 ・「代表者職・氏名」欄には、必ず実印を押印してください。 ・「メールアドレス」は、市からの連絡に使用するメールアドレスを記入してください。 ・平成25・26年度以降に小樽市入札参加資格者名簿に登録がない事業者は、新規に○を、登録がある事業者は、更新に○を記入してください。
6	申請人概要(様式2)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・「受任者」欄は、「委任状(様式4)」の受任者を記入してください。 ・「連絡先」欄は、申請人、受任者以外に連絡先等がある場合のみ記入してください。 ・「資本金」欄は、商業登記されている資本金を記入してください。 ・「業種」欄は、総務省統計局ホームページの「日本標準産業分類」を参照し、主たる事業一つだけに○を記入してください。 ・「全職員数」欄は、役員・パート等も含め、「常時使用する従業員数」は、役員・季節雇用等を除いてください。 ・「小樽市税の納税(納入)義務の有無」欄は、小樽市に居住する従業員の特別徴収した市道民税を小樽市に納めている場合も「有」に該当します。 ・「主な振込先金融機関」欄は、委任状を提出し、委任事項4、5の受領に関する件を委任する場合は、受任者の振込先を記入してください。
7	使用印鑑届(様式3)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・職名印又は氏名印を押印してください。社名印、事業所名印のみの使用印鑑は認めません。 ・委任状(様式4)を提出する場合は使用印鑑欄に、受任者の職名印又は氏名印を押印してください。 ・なお、すべてを委任しない一部委任の場合は、申請人と受任者の両方の使用印鑑を押印してください。
8	委任状(様式4)委任する場合のみ	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・委任事項に○をつけてください。なお、○印がない場合は、すべて委任するとみなします。 ・建設工事で受任者を指定する場合、本店(本社)と受任者の両方が登録申請する工種の建設業許可を有している必要があり、受任者として指定できるのは道内の支店及び営業所等のみです。 ・設計等で受任者として指定できるのは道内の支店及び営業所等のみです。 ・工事、設計等、物品等で受任者が異なる場合は申請資格種類を余白に記入してそれぞれ提出してください。なお、この場合は、それぞれ使用印鑑届(様式3)を提出してください。
9	誓約書(様式5)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年月日(提出日、郵送日)を記入してください。 ・「所在地」欄は、法人は商業登記されている本店(本社)の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。 ・「商号又は名称」欄は、法人は商業登記されている商号を、個人は登録している名称を記入してください。 ・「代表者職・氏名」欄には、必ず実印を押印してください。

区分	提出書類	工事	設計	物品	注意点等
					〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない 〕
10	身分証明書 (写し可) (個人営業者のみ) (3か月以内に発行されたもの)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 個人営業者が申請の場合のみ本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出してください。申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。
	登記簿謄本 (登録事項全部証明書)(写し可) (法人のみ添付) (3か月以内に発行されたもの)	●	●	●	
11	小樽市税に滞納がないことの証明書(写し可) (1か月以内に発行されたもの)	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 「申請人概要(様式2)」の「9小樽市税の納税(納入)義務の有無」で有の場合、小樽市内に本支店等のある場合、小樽市居住の従業員を雇用し、市道民税を給与から特別徴収している場合等、小樽市に納税(納入)義務がある申請人は必ず提出してください。 証明書は、請求書に記入する住所(所在)、氏名(名称及び代表者名)ごとに発行されますので、小樽市に納税(納入)義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。 「様式第7号(第2条関係)市税に滞納がないことの証明書交付請求書」に必要事項を記入、押印し、証明書の交付を受けてください。 証明書は、申請日前1か月以内に発行されたものに限りです。 小樽市財政部資産税課(窓口20番)又は市民税課(窓口22番)(市役所別館2階)のいずれかにおいて請求してください。手数料は1件350円です。 提出書類は「小樽市税に滞納がないことの証明書」であり、「納税証明書」ではありません。「納税証明書」は受理しませんので、御注意ください。 郵便請求方法は、「小樽市ホームページ」→「くらし・手続き」→「税金」、「市民税」→「所得・課税証明」で確認してください。
12	消費税及び地方消費税に係る納税証明書(写し可) (3か月以内に発行されたもの)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。 消費税及び地方消費税に係る納税証明書のうち、その3「未納税額がないこと用」を提出してください。個人営業者はその3の2の納税証明書、法人はその3の3の納税証明書の提出も可能とします。 免税事業者についても提出してください。

区分	提出書類	工事	設計	物品	<p style="text-align: center;">注 意 点 等</p> <p style="text-align: center;">〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 〕 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない</p>
13	関連会社等 報告書 (様式6)	△	△	△	<p>・「申請人概要(様式2)」の「10 関連会社の有無」で有の場合は記入し、関連会社であることを証明する書類等を添付してください。</p> <p>・資本関係及び人的関係にある関連会社について記入してください。</p> <p>ア)資本関係(注1)</p> <p>①親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>※親会社:会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社</p> <p>※子会社:会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社</p> <p>イ)人的関係</p> <p>①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(注2)</p> <p>(1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 社外取締役</p> <p>ニ 定款の定めにより業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(2)指名委員等設置会社の執行役</p> <p>(3)持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社)の社員 (定款の定めにより業務を執行しないこととされている社員)</p> <p>(4)組合の理事</p> <p>(5)その他業務を執行する者であって、(1)から(4)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>④協同組合等とその構成員の場合</p> <p>ウ)その他</p> <p>その他上記と同視し得る資本関係又は人的関係がある場合</p> <p>(注1)子会社又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(注2)会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>※関連会社であることを証明する書類 会社概要、商業登記簿謄本等を添付(写し可)</p> <p>※関連会社は、小樽市競争入札参加資格の有無を問わず、上記の要件に該当する場合は、提出してください。</p>

区分	提出書類	工事	設計	物品	<p style="text-align: center;">注 意 点 等</p> <p style="text-align: center;">〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 〕 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない</p>
14	建設工事申請概要 (様式7)【工事】	●			<ul style="list-style-type: none"> ・申請工種 <ul style="list-style-type: none"> ①本店(本社)が有している建設業許可業種のうち、小樽市に登録申請する工種についてのみ記入してください。 ②受任者を指定する場合、本店(本社)と受任者の両方が登録申請する工種の建設業許可を有している必要があります。(建設業許可証明書別表又は別紙二を添付) ③申請工種数は10種までです。 ④経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)において、申請する工種に対応する完成工事高があること。 ⑤申請する工種の総合評定値(P)の点数を記入してください。 令和元年5月31日をもって「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」に係る経過措置が終了したため、令和元年5月31日までに「解体工事」の建設業許可を受けている場合又は許可申請を行った場合を除き、許可を受けてから2年未満では「解体工事」の登録はできません。 ・道内の従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ①審査基準日における、道内の本店、支店、営業所等に勤務する人数を記入してください。 ②技術者については「技術者名簿(様式11)」と同じ人数となります。(道内稼働予定者として技術者名簿に記載される場合を除く。) ・建設業退職金共済組合 <ul style="list-style-type: none"> ①建設業退職金共済組合に加入している場合のみ加入日を記入してください。また、併せて加入・履行証明書等の写しを提出してください。 ②建設業退職金共済組合以外の退職金共済組合等に加入している場合は、加入している退職金共済組合等について、該当する項目に○を記入してください。また、併せて加入している退職金制度の証明書類の写しを提出してください。 ③建設業退職金共済組合に加入し、かつ、他の退職金共済組合等に加入している場合も該当する項目に○を記入し、併せて加入している退職金制度の証明書類の写しを提出してください。 ・道内技術者の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ①記入対象は道内に勤務する技術者です。 ②「技術者名簿(様式11)」に記載されている技術者について記入してください。 ③同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。ただし、同一資格で1級及び2級を有している者については1級として記入してください。 ④技術者には役員も含まれます。 ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」の場合は「有」に○を、「適用除外」の場合は、「適用除外」に○を記入してください。 ② <u>経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっているが、その後当該保険の加入状況が「有」になった場合は「有」に○を、「適用除外」になった場合は「適用除外」に○を記入してください。なお、この場合は、様式9の「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入等申出書」を提出してください。</u>

区分	提出書類	工事	設計	物品	注 意 点 等																																	
					〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 〕 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない																																	
15	設計等申請概要 (様式8)【設計等】	●			<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種 <ul style="list-style-type: none"> ①申請する業種の申請業種欄に○をつけ、直前1年(決算期)間の事業高金額(「工事(業務)経歴書(様式10)」と同じ金額)、営業年数を記入してください。 ②測量を申請する場合は測量業者の登録が、建築設計を申請する場合(設備設計のみを申請する場合を除く)は一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要です。この場合、受任者も前出の登録をしている場合は○内に△を記入してください。 ③建築設計において、設備設計のみを申請する場合には、申請業種欄に◎を記入してください。 ・道路等維持業務 <ul style="list-style-type: none"> ①資格要件を確認の上、申請してください。 ②「区画線標示業務」に申請の場合は、「道内技術者及び資格者数」の「路面標示施工技能士」欄に人数を記入してください。 ・道路除雪等業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請の場合は、「道路除雪等業務資料(様式12)」を提出してください。 ・道内の従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ①審査基準日における、道内の本店、支店、営業所等に勤務する人数を記入してください。 ②技術者については「技術者名簿(様式11)(道内技術者)」の人数を記入してください。(道内稼働予定者として技術者名簿が記載される場合を除く) ・道内技術者及び資格者数 <ul style="list-style-type: none"> ①記入対象は道内に勤務する技術者です。 ②「技術者名簿(道内技術者)(様式11)」に記入する技術者について記入してください。 ③同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。ただし、同一資格で1級及び2級を有している者については1級として記入してください。 ④技術者には役員も含まれます。 ・コンサルタント部門等 <ul style="list-style-type: none"> ①建設コンサルタントの登録をしている場合は、現況報告書等により該当部門に○を記入してください。 ②補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に○を記入してください。 ③技術資料に申請し、計量証明事業者の登録をしている場合は、登録証により該当部門に○を記入してください。 ④受任者も前出の登録をしている場合は○内に△を記入してください。 																																	
16	経営事項審査結果通知書【工事・設計等】(写し可) (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)	●	△		<ul style="list-style-type: none"> ・結果通知書の基準日(決算日)が次の日以降のものの写しを提出してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査基準日</th> <th>結果通知書の基準日(決算日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>令和3年4月1日</td><td>令和元年12月2日</td></tr> <tr><td>2</td><td>令和3年5月1日</td><td>令和2年1月2日</td></tr> <tr><td>3</td><td>令和3年6月1日</td><td>令和2年2月2日</td></tr> <tr><td>4</td><td>令和3年7月1日</td><td>令和2年3月2日</td></tr> <tr><td>5</td><td>令和3年8月1日</td><td>令和2年4月2日</td></tr> <tr><td>6</td><td>令和3年9月1日</td><td>令和2年5月2日</td></tr> <tr><td>7</td><td>令和3年10月1日</td><td>令和2年6月2日</td></tr> <tr><td>8</td><td>令和3年11月1日</td><td>令和2年7月2日</td></tr> <tr><td>9</td><td>令和3年12月1日</td><td>令和2年8月2日</td></tr> <tr><td>10</td><td>令和4年1月1日</td><td>令和2年9月2日</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・設計等は、「道路等維持業務」に申請の場合のみ提出してください。 		審査基準日	結果通知書の基準日(決算日)	1	令和3年4月1日	令和元年12月2日	2	令和3年5月1日	令和2年1月2日	3	令和3年6月1日	令和2年2月2日	4	令和3年7月1日	令和2年3月2日	5	令和3年8月1日	令和2年4月2日	6	令和3年9月1日	令和2年5月2日	7	令和3年10月1日	令和2年6月2日	8	令和3年11月1日	令和2年7月2日	9	令和3年12月1日	令和2年8月2日	10	令和4年1月1日	令和2年9月2日
	審査基準日	結果通知書の基準日(決算日)																																				
1	令和3年4月1日	令和元年12月2日																																				
2	令和3年5月1日	令和2年1月2日																																				
3	令和3年6月1日	令和2年2月2日																																				
4	令和3年7月1日	令和2年3月2日																																				
5	令和3年8月1日	令和2年4月2日																																				
6	令和3年9月1日	令和2年5月2日																																				
7	令和3年10月1日	令和2年6月2日																																				
8	令和3年11月1日	令和2年7月2日																																				
9	令和3年12月1日	令和2年8月2日																																				
10	令和4年1月1日	令和2年9月2日																																				

区分	提出書類	工事	設計	物品	注意点等
					注意点等 [工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等] ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入等申出書(様式9)【工事】	△			<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっているが、その後当該保険の加入状況が「有」又は「適用除外」となった場合のみ、提出してください。
18	工事(業務)経歴書(様式10)【工事・設計等】(写し可、内容がわかれば形式は問わず)	●	●		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に申請の場合は、直前2年度の決算分の工事経歴を申請する工種ごとに未成事業を除いて別様で作成してください。(経営事項審査申請の際に添付した工事経歴(直前2年度分)の写し可。) ・設計等を申請する場合については、直前1年度決算分の業務経歴書を、申請する種別ごとに未成事業を除いて別様で作成してください。また、経歴書の種別ごとに合計件数と請負代金の合計額を記入してください。 ・種別区分は、申請工種(申請業種)と同様です。 ・配置技術者氏名は、記入する必要はありません。 ・請負代金は、消費税及び地方消費税相当額を除いた事業高を集計してください。 ・設計等に申請の場合は、種別ごとの請負代金の合計額は、「設計等申請概要(様式8)」の「2申請業種」内「直前1年間(決算期)間の事業高金額」欄に転記してください。 ・様式の内容が備わっている工事(業務)経歴書があれば、それをもって代えることができます。
19	技術者名簿(様式11)【工事・設計等】(写し可、内容がわかれば形式は問わず)	●	●		<ul style="list-style-type: none"> ・道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術者について記入してください。 ・建設業法第7条第2号イ・ロ・ハの規定による主任技術者、測量法、技術士法、建築士法その他許可・登録等に関して関係省庁が有資格者に相当するものとして指定する有資格者について作成してください。なお、法令による免許等を有していなくても、実務経験により技術職員として勤務する者も併せて記入してください。 ・建設業監理技術者資格者証交付番号欄は、当該資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。 ・道外業者で道内に支店・営業所等(受任事務所)を有しない場合は、道内での稼働予定技術者について作成してください。(この場合申請概要中の道内従業員数は0となります。) ・道内技術者以外も掲載されている技術者名簿を提出する際は、道内関係分を欄外に○印をするなど明確に区分してください。 ・様式の内容が備わっている技術者名簿があれば、それをもって代えることができます。
20	許可・登録証明書【工事・設計等】(写し可)(申請工種・業種に係るものは全て添付)	●	●		<ul style="list-style-type: none"> ・工事は、申請工種により、建設業許可通知書、一部廃業届、許可申請書別表の各写しを提出してください。 ・工事は、審査基準日において過去2年間の登録確認が必要なため、現在の許可通知書で2年の経過が確認できない場合には、更新前の許可通知書も併せて提出してください。 ・工事は受任者を置く場合は、別表又は別紙二を必ず添付してください。 ・設計等は、測量業者登録書、建築士事務所登録通知書、建設コンサルタント、地質調査業登録に係る現況報告書、補償コンサルタント登録を証する書類の各写しを提出してください。 ・測量、建築設計、道路等維持業務は、審査基準日において過去1年間の登録確認が必要なため、現在の許可通知書で1年の経過が確認できない場合には、更新前の許可通知書も併せて提出してください。
21	建設業退職金共済事業加入・履行証明書【工事】(写し可)	●			<ul style="list-style-type: none"> ・建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写しを提出してください。 ・他の退職金制度加入の場合はその証明書類の写しを提出してください。

区分	提出書類	工事	設計	物品	注意点等
					〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない 〕
22	道路除雪等業務資料(様式12)【設計等】		△		<ul style="list-style-type: none"> 設計等のうち「道路除雪等業務」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 除排雪業務従事者数 <ul style="list-style-type: none"> ①管理部門は技術者名簿に記載があり、次の要件を満たす者の実人数を記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> 2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のいずれかの有資格者が1人以上いること ※有資格者のうち1人分の証明書の写しを提出してください。 ②機械運転手は、除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、「除雪機械技術講習会」の除雪講習修了後5年以内であり、「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了している者の実人数を記入してください。 1人分の「除雪機械技術講習会」の除雪講習修了証の写し、及び「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」規程に基づく講習の修了証の写し(必要な場合のみ)を提出してください。
23	決算報告書等【設計等・物品等】(写し可)	●	●		<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は、申請時直近の1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出してください。 個人営業者の場合は、申請時直近1年分の所得税確定申告書(青色申告決算書又は収支計算書)の写しを提出してください。
24	物品購入等申請概要(様式13)【物品等】			●	<ul style="list-style-type: none"> 「2納入希望品目に係る主な取引内容」は、直近2年間の契約実績で主なものを記入してください。(別紙による提出可。) 「4物品購入等納入希望品目」は、大分類の番号を5部門まで記入し、希望する中分類に○印をつけてください。
25	営業経歴書(様式14)【物品等】(写し可)	●			<ul style="list-style-type: none"> 営業内容の沿革等について、記載のある書類(企業パンフレット、企業URL)の写し等の提出により本書の提出省略可能です。 個人営業者の場合は、審査基準日において、引き続き1年以上申請品目等の事業を営業していることが確認できる書類(令和元年・2年の契約書、納品書等)の写しを添付してください。
26	印刷機等設備状況(様式15)【物品等】		△		<ul style="list-style-type: none"> 「物品購入等の納入希望品目」の大分類「1印刷」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ※従業員数については、印刷業務に携わる従業員の人数を記入してください。
27	構内除排雪業務資料(様式16)【物品等】		△		<ul style="list-style-type: none"> 「物品購入等の納入希望品目」の大分類「13役務(委託)」のうち中分類「1310構内除排雪業務」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。
28	代理店・特約店証明書、営業の許可証・認可書等【物品等】(写し可)		△		<ul style="list-style-type: none"> メーカーの代理店、特約店になっている場合は、メーカーで発行する代理店、特約店証明書を提出してください。 販売、製造及び役務等において、許可、認可等を必要とする場合は、当該許可、認可等を受けたことを証明する書類の写しを提出してください。 (提出が必要な主なものは、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業、指定自動車整備事業、自動車分解整備事業、食品販売業、古物商営業、金属くず商営業、自家用自動車有償貸渡許可、建築物清掃業、警備業、消防設備業、クリーニング所許可証、一般貨物自動車運送業、廃棄物収集運搬・処分業など)

区分	提出書類	工事	設計	物品	注意点等
					〔 工事＝建設工事、設計＝設計等、物品＝物品購入等 ●必須、△該当する場合のみ、◎ファイルに綴じない 〕
29	小樽市内の支店、営業所等の状況(様式17)【物品等】			△	<ul style="list-style-type: none"> ・「物品購入等」に申請し、小樽市内に本社又は本店を有していないが、小樽市内に受任先となる支店、営業所等を有する場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ・職員数について、「正規職員」「パート、臨時等」「役員」に区分し、記入してください。 ・「うち小樽市に居住する人数」は、審査基準日における小樽市に居住する人数を記入してください。 ・「うち保険加入数」は、雇用保険又は健康保険及び厚生年金保険の被保険者である職員数を記入してください。
30	返信用封筒1枚 (84円切手を貼り、封筒は、長形3号規格)	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒は、長形3号の規格のものに限ります。 ・「指名競争入札参加資格者名簿登録通知書」の送付に使用します。 ・返信用封筒は、1枚作成し、<u>フラットファイルに挟んで提出してください。</u> ・封筒には、<u>返信先(送付希望先)の「住所」及び「会社名等」を記入してください。</u>

※なお、受領書の送付を希望する場合には、受領書様式を作成した上で、返信用封筒に住所、会社名等を記入し、84円切手を貼ったものを別途1枚提出してください。(84円切手を貼った返信用封筒の添付がない場合には、送付しません。)

(3) 協同組合等の取扱い

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された中小企業協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下「協業組合」という。)について、入札参加資格審査のうち、次のことについて取扱いが異なります。

・ 資格要件

当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用されません。

ア 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合の証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合のうち、企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

3 変更届について

申請内容に変更があったときは、小樽市ホームページから「競争入札参加資格申請内容変更届(様式21)」をダウンロードし、速やかに提出してください。

4 合併、会社分割及び事業譲渡の届出について

合併、会社分割及び事業譲渡が行われた場合は、小樽市ホームページから「競争入札参加資格者合併等届(様式22)」及び「入札参加資格承継申請提出書類チェック表(様式23)」をダウンロードし、速やかに提出してください。

5 競争入札参加資格者名簿登録通知書について

競争入札参加資格者名簿登録通知書は、申請があった月の翌月末に郵送する予定です。

6 その他

建設業の資格期間中に「建設業許可」や「経営事項審査」などの更新等があった場合は、更新等を証する書類を提出してください。

7 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館2階

電話 (0134)32-4111 工事・設計等担当 内線237、物品等担当 内線239

Fax (0134)23-0675

E-mail : keiyaku@city.otaru.lg.jp 小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp>